

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当（ボーナス）において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	報酬月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成24年3月1日から0.5%引き下げた。	
理事		
理事(非常勤)		改定なし
監事		報酬月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成24年3月1日から0.5%引き下げた。
監事(非常勤)		改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	17,254	12,720	4,534	0			
A理事	12,756	9,360	3,336	60 (通勤手当)			
B理事	12,832	9,360	3,336	135 (通勤手当)		24.3.31	
C理事	12,824	9,360	3,336	128 (通勤手当)			
D理事	12,720	9,360	3,336	24 (通勤手当)			
E理事	12,527	8,688	3,250	588 (広域手当) (通勤手当)	23.4.1		◇
F理事 (非常勤)	320	320	0	0			
A監事	11,834	8,688	3,096	49 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	660	660	0	0		24.3.31	

※ 広域異動手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者で、異動等前後の官署間の距離及び異動等の直前の住居と異動等の直後の官署との間の距離がいずれも60Km以上である場合に支給されるものである。

※ 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

※ 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
理事 (非常勤)					該当者なし	
監事					該当者なし	
監事 (非常勤)					該当者なし	

※ 「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

※ 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を行い、職員の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の実情を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
特別昇給	勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
昇格	特に勤務成績が優秀で、且つ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

特になし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1929	歳 44.7	千円 6,495	千円 4,872	千円 44	千円 1,623
事務・技術	人 448	歳 42.9	千円 5,170	千円 3,908	千円 57	千円 1,262
教育職種 (大学教員)	人 928	歳 48.8	千円 7,998	千円 5,959	千円 42	千円 2,039
医療職種 (病院看護師)	人 341	歳 37.9	千円 4,725	千円 3,586	千円 34	千円 1,139
技能・労務職種	人 14	歳 56.6	千円 4,949	千円 3,747	千円 59	千円 1,202
海事職種	人 15	歳 44.6	千円 6,806	千円 5,131	千円 0	千円 1,675
海技職種	人 22	歳 44.0	千円 5,202	千円 3,918	千円 0	千円 1,284
教育職種 (附属高校教員)	人 20	歳 36.9	千円 6,315	千円 4,836	千円 47	千円 1,479
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 57	歳 37.9	千円 5,997	千円 4,572	千円 31	千円 1,425
医療職種 (病院医療技術職員)	人 84	歳 41.6	千円 5,051	千円 3,822	千円 56	千円 1,229

※常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

※「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

※「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

※「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

※「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

※「教育職種(附属高校教員等)」には、特別支援学校教員を含む。

※「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

任期付職員	人 22	歳 48.1	千円 6,683	千円 5,062	千円 24	千円 1,621
特任職員	人 16	歳 47.3	千円 6,525	千円 4,915	千円 33	千円 1,610
特任職員(年棒制)	人 6	歳 50.3	千円 7,104	千円 5,454	千円 0	千円 1,650

※「特任職員」とは、学長が必要と認める特別な任務に従事させるため、期間を定めて雇用する職員を示す。

再任用職員	人 4	歳 62.3	千円 3,125	千円 2,663	千円 24	千円 462
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

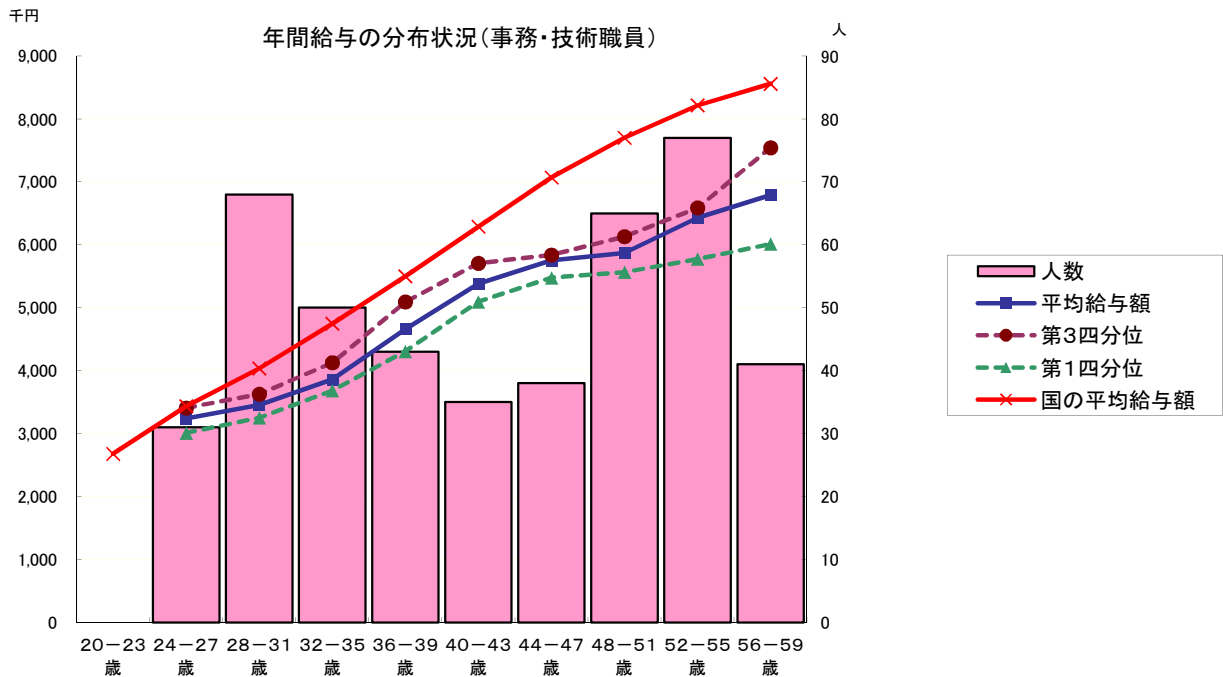
※事務・技術、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種について該当者がそれぞれ2名以下であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人 218	歳 32.7	千円 3,547	千円 2,711	千円 33	千円 836
事務・技術	人 34	歳 50.5	千円 3,296	千円 2,472	千円 54	千円 824
医療職種 (病院医師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 123	歳 27.0	千円 3,565	千円 2,725	千円 15	千円 840
技能・労務職種	人 8	歳 55.3	千円 3,395	千円 2,545	千円 83	千円 850
医療職種 (病院医療技術職員)	人 52	歳 31.0	千円 3,697	千円 2,849	千円 56	千円 848

※医療職種(病院医師)について該当者が1名であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

※「在外職員」は、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員及び任期付職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



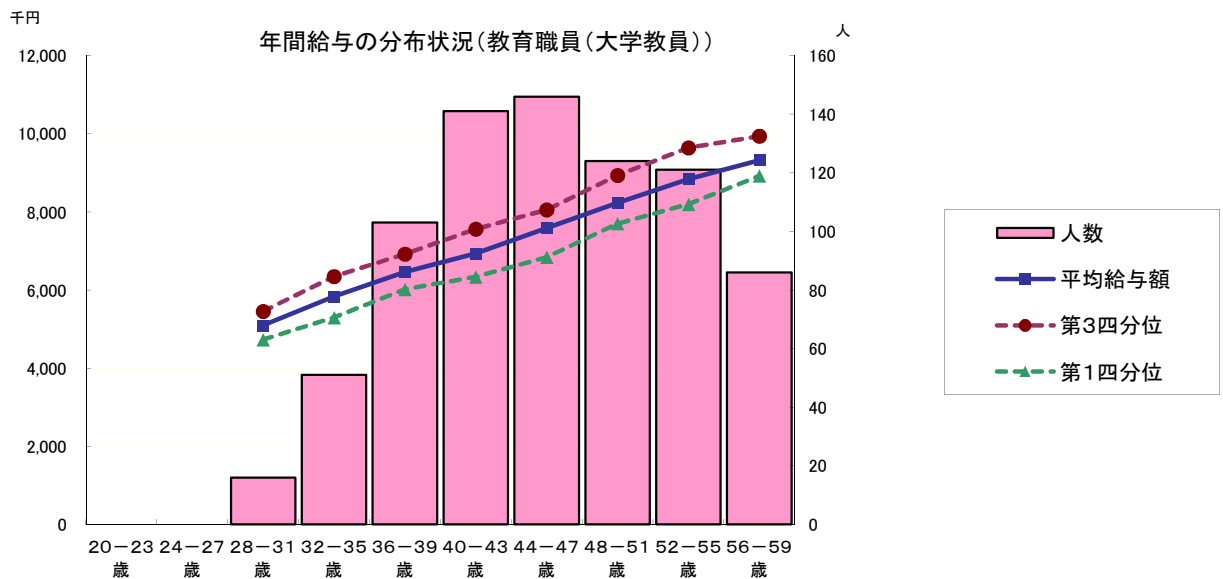
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	7	56.8	7,687	8,601	9,763		
課長	30	55.3	7,069	7,584	8,226		
課長補佐	35	53.0	6,194	6,333	6,512		
係長	169	49.1	5,487	5,735	5,939		
主任	46	43.3	4,648	5,030	5,469		
係員	161	31.1	3,346	3,607	3,840		

※上記分布状況中、20歳～23歳の該当者は0人であるため表示していない。

※「課長」には事務長を含む。また、「課長代理」とは課長補佐相当職のことである。

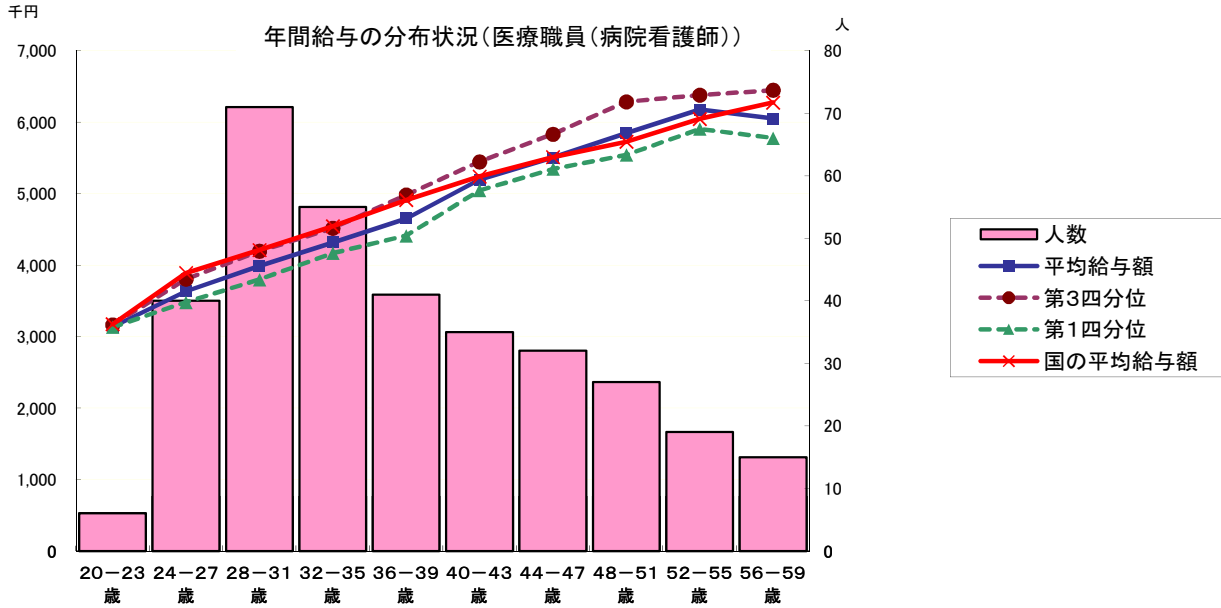


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	340	56.1	9,096	9,604	10,058		
准教授	278	46.6	7,278	7,662	8,138		
講師	74	47.0	6,979	7,316	7,794		
助教	228	41.4	5,792	6,154	6,543		
助手	3	43.2	—	5,560	—		
教務職員	5	49.1	5,238	5,366	5,792		

※上記分布状況中、20歳～27歳の該当者は0人であるため表示していない。

※助手の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—		
副看護部長	4	53.8	—	6,969	—		
看護師長	26	51.0	5,863	6,130	6,448		
副看護師長	60	44.0	5,113	5,453	5,828		
看護師	250	34.8	3,823	4,309	4,657		

※「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

※「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	係長・課長代理	課長代理・課長	課長・部長
人員(割合)	448人	47人 (10.5%)	120人 (26.8%)	189人 (42.2%)	47人 (10.5%)	24人 (5.4%)	17人 (3.8%)
年齢(最高～最低)		33歳 ～ 24	52歳 ～ 27	59歳 ～ 35	59歳 ～ 44	59歳 ～ 51	59歳 ～ 44
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,867 ～ 2,107	千円 3,743 ～ 2,359	千円 5,101 ～ 3,187	千円 5,371 ～ 4,110	千円 5,858 ～ 4,590	千円 7,387 ～ 5,386
年間給与額(最高～最低)		千円 3,683 ～ 2,783	千円 4,832 ～ 3,114	千円 6,685 ～ 4,099	千円 7,207 ～ 5,545	千円 7,674 ～ 6,216	千円 9,537 ～ 7,069

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長			
人員(割合)	4人 (0.9%)	()%	()%	()%
年齢(最高～最低)	58歳 ～ 54	—	—	—
所定内給与年額(最高～最低)	千円 8,250 ～ 6,041	千円 —	千円 —	千円 —
年間給与額(最高～最低)	千円 10,851 ～ 7,870	千円 —	千円 —	千円 —

※8・9・10級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	928人	5人 (0.5%)	231人 (24.9%)	76人 (8.2%)	277人 (29.8%)	339人 (36.5%)	()%
年齢(最高～最低)		59歳 ～ 36	64歳 ～ 29	63歳 ～ 30	64歳 ～ 32	64歳 ～ 41	—
所定内給与年額(最高～最低)		千円 4,351 ～ 3,570	千円 5,579 ～ 3,171	千円 6,301 ～ 3,775	千円 7,013 ～ 3,696	千円 9,039 ～ 5,099	千円 —
年間給与額(最高～最低)		千円 5,798 ～ 4,689	千円 7,265 ～ 4,231	千円 8,518 ～ 5,094	千円 9,243 ～ 4,983	千円 12,165 ～ 7,043	千円 —

※6級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位			看護師	副看護師長	看護師長・ 副看護部長	副看護部長	看護部長	
人員 (割合)	341 人		250 人 (73.3%)	64 人 (18.8%)	23 人 (6.7%)	3 人 (0.9%)	1 人 (0.3%)	(%)
年齢(最高 ～最低)		歳	59 ～ 22 歳	58 ～ 30 歳	59 ～ 45 歳	56 ～ 51 歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	4,775 ～ 2,288 千円	4,833 ～ 2,987 千円	4,895 ～ 4,184 千円	5,501 ～ 5,339 千円	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	6,362 ～ 3,023 千円	6,423 ～ 3,958 千円	6,613 ～ 5,629 千円	7,302 ～ 7,062 千円	千円	千円

※1級及び7級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

※6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.9	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.1	% 34.5
	最高～最低	% 45.2～32.7	% 41.8～30.1	% 43.4～31.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 67.4	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 32.6	% 33.8
	最高～最低	% 41.1～31.7	% 38.3～29.4	% 39.7～30.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 65.2	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 34.8	% 35.8
	最高～最低	% 48.4～32.9	% 45.1～30.1	% 44.9～31.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.5	% 33.8
	最高～最低	% 48.5～32.1	% 41.5～29.6	% 45.0～30.9

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 64.8	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.1	% 35.2	% 36.1
	最高～最低	% 40.5～34.5	% 38.3～31.4	% 36.6～34.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	% 41.1～32.0	% 38.3～29.6	% 39.7～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	81.0
対他の国立大学法人等	93.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	92.2
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	97.0
対他の国立大学法人等	95.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	81.0
	参考	地域勘案 88.3 学歴勘案 80.5 地域・学歴勘案 88.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.71% (国からの財政支出額 18,806,747,000円、支出予算の総額 47,361,929,000円：平成23年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算) 【検証結果】 本学では、国家公務員給与を準拠し、「行政改革の重要方針」を踏まえた人件費削減も中期計画に定め取り組んでおり、適切と考えられる。	
講ずる措置	引き続き国の施策を踏まえ、人件費の抑制に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	97.0
	参考	地域勘案 99.5 学歴勘案 95.4 地域・学歴勘案 99.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	上記事務・技術職員と同様。	
講ずる措置	引き続き国の施策を踏まえ、人件費の抑制に努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

89.8

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 15,144,307	千円 15,201,424	千円 (%) △ 57,117 (△0.4)	千円 (%) △ 57,117 (△0.4)
退職手当支給額 (B)	千円 1,508,061	千円 1,743,264	千円 (%) △ 235,203 (△13.5)	千円 (%) △ 235,203 (△13.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,437,421	千円 4,111,023	千円 (%) 326,398 (7.9)	千円 (%) 326,398 (7.9)
福利厚生費 (D)	千円 2,415,876	千円 2,283,682	千円 (%) 132,194 (5.8)	千円 (%) 132,194 (5.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 23,505,666	千円 23,339,394	千円 (%) 166,272 (0.7)	千円 (%) 166,272 (0.7)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、本給表の見直し、期末勤勉手当支給割合の改正により前年度に比べ約0.4%の減となった。
- ・「最広義人件費」については、上記「給与、報酬等支給総額」の減、退職者減に伴う退職給付金の減、外部資金等で雇用する非常勤職員の増加並びに掛率の改正による福利厚生費の増により約0.7%の増となった。

②行革推進法「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことが示された。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成23年度までに概ね6%の人件費の削減を図ることを中期計画に定めた。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	17,107,927	16,504,548	16,382,908	15,812,650	15,354,124	15,201,424	15,144,307
人件費削減率 (%)		△3.5	△4.2	△7.6	△10.3	△11.1	△11.5
人件費削減率(補正值) (%)		△3.5	△4.9	△8.3	△8.6	△7.9	△8.0

※「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

※基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

※上記平成23年度の人件費削減率(補正值)では、△8.0%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△8.3%注1(△8.27%を四捨五入)という数値になる。

注1.(△8.04%) + (△0.23%) = △8.27% → (四捨五入) → △8.3%(平成23年度人勸分の補正のみ行わないとした場合の削減率)

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連する措置について

○役員について

- ・平成24年7月から実施。

○職員について

- ・平成24年7月から実施。